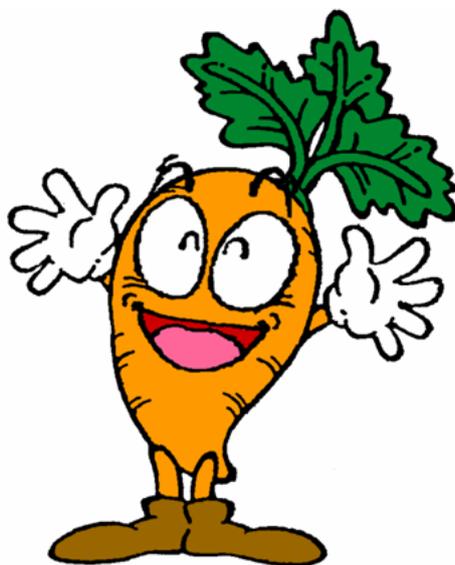


きく よう まち
菊 陽 町

しょう しゃけいかくおよ しょう ふくし けいかく
障がい者計画及び障がい福祉計画

がい よう ばん
概 要 版

しょう ひと ひと あんしん く
～ 障がいのある人もない人も、みんなが安心して暮らせるまち～



へいせい ねん がつ
平成24年3月

くまもとけん きくようまち
熊本県 菊陽町

1.

計画策定の趣旨

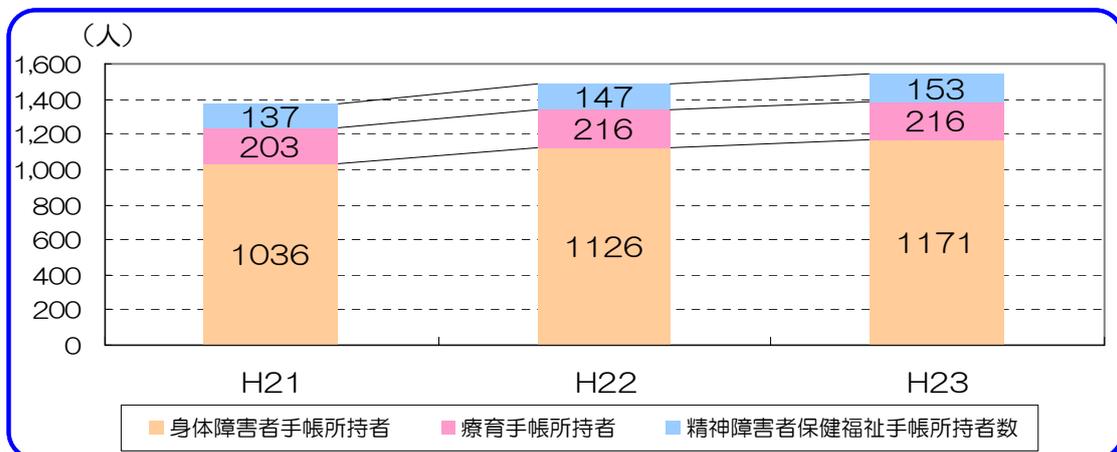
我が国における障がい者を取り巻く環境は、今日にいたるまでめまぐるしく変化しており、現在も国の方向は大きな転換期を迎えている状況です。

今回、障がいのある人も障がいのない人と同じように生活できる社会環境づくりや障がい者が住み慣れた地域や家庭で生き生きと安心して暮らせる社会づくりをめざして、行政と住民が一体となって総合的な障がい者福祉の向上に取り組むための「菊陽町第2期障がい者計画及び第3期障がい福祉計画」を策定しました。

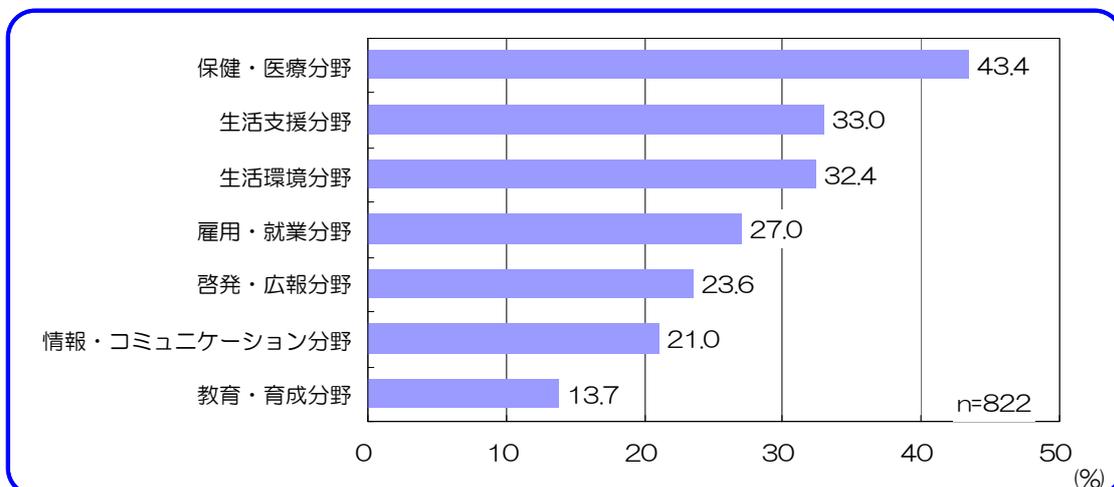
2.

障がい者の現状

障がい者の総数は年々増加傾向にあります。身体障がい者が最も多く、平成23年においては、1,171人となっており、全体の76%を占めています。



計画を策定するにあたって、アンケート調査を実施し、障がい者の生活実態や要望などの把握を行いました。特に検討して欲しい分野として「保健・医療分野」が43.4%と最も高くなっています。



3.

障がい者計画について

基本理念

「障がいのある人もない人も、
みんなが安心して暮らせるまち」

障がいの有無にかかわらず、菊陽町に住むだれもが、住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう、住民相互の理解促進を図ることはもちろん、福祉サービスの向上に努めるとともに、地域住民やボランティアなどの福祉活動の活性化を促します。

そして、それらを適切に組み合わせることによって、人の温かみが感じられるきめ細やかな支援を展開し、だれもが住みやすいまちづくりを推進していきます。

基本的な視点

視点1. 障がいや障がいのある人に対する理解の促進

障がいのある人もない人も、すべての人が住み慣れた地域の中で充実した生活を送るためには、お互いが認めあい、そして助けあっていく親しみに満ちた関係を構築することが望まれます。そのため、障がいを正しく理解して、誤解や偏見といった障壁（バリア）のない住みよい地域社会づくりを推進します。

視点2. きめ細やかな自立支援サービスの提供

障がい者一人ひとりの自立に向けて、乳幼児期や就学期、就業期などの各ライフステージはもちろん、それぞれのライフステージをつなぐ重要な時期に、保健、医療、福祉、教育、労働など様々な分野の連携強化を図り、きめ細やかなサービス提供に努めます。

視点3. 地域で支えあうまちづくりの推進

今後、障がい者の地域生活への移行などを進めていくためには、隣近所をはじめとした地域の果たす役割が非常に重要となります。小地域ネットワークづくりの推進やコミュニティ活動、地域福祉活動の促進、地域リーダーの育成などを通して、障がい者を地域で支える体制づくりを進めます。

基本目標

基本理念である「障がいのある人もない人も、みんなが安心して暮らせるまち」の実現に向けて、7つの基本目標を設定し、施策の推進を図ります。

基本目標 1. 相互理解による住みよいまちづくりの推進（啓発・広報分野）

障がいのある人もない人も、だれもがともに暮らすことができる共生社会を構築するため、障がいや障がい者に対する正しい理解と協力が得られるよう、障がい者と住民同士がふれあう機会・場づくりや、意識の啓発活動、情報提供などの充実を図ります。

【主要施策の方向】

- ① 啓発・広報活動の推進
- ② 福祉教育の推進
- ③ 交流の機会・場づくりの推進
- ④ 地域福祉活動の推進
- ⑤ ボランティア活動の推進
- ⑥ 小地域ネットワークづくりの推進

基本目標 2. 障がいに応じた多様な教育体制の整備（教育分野）

子ども一人ひとりの個性に配慮した障がいのある子どもの教育の充実を図るため、障がいに対する共通理解のもと、指導にあたる人材の研修機会の充実や教育環境の整備に努めます。

【主要施策の方向】

- ① 特別支援教育の推進
- ② 療育体制の充実
- ③ 放課後児童健全育成事業（学童保育）などによる支援

基本目標 3. 雇用・就労など幅広い社会参加の促進（雇用・就業分野）

障がい者の社会的自立を促進するため、就労に関する情報提供・相談体制の整備、雇用の場の開拓などによって、福祉的な就労を含めた就労しやすい環境整備に努めます。

また、障害福祉サービスの提供による一般就労、福祉的就労に関する基盤整備を推進します。

【主要施策の方向】

- ① 雇用に関する情報提供・相談体制の充実
- ② 企業に対する障がい者雇用の促進
- ③ 公共機関での雇用促進
- ④ 一般就労移行支援のためのサービス基盤整備の推進
- ⑤ 福祉的就労支援のためのサービス基盤整備の推進

基本目標 4. 保健・医療の推進（保健・医療分野）

各種健診、健康相談、訪問指導などの充実を図ることで、障がいの重度化や重複化を防ぐことができるよう、菊陽町健康増進計画に即した障がいの原因となる疾病などの予防と早期発見・早期対応に取り組めます。

また、医療機関との連携を図り、医療・リハビリテーションの提供体制づくりの推進を図ります。

さらに、精神保健の充実として、「こころの健康づくり」に取り組めます。

【主要施策の方向】

- ① 障がいの原因となる疾病予防の推進
- ② 障がいの早期発見・治療・療育体制の充実
- ③ 医療・リハビリテーション体制の整備
- ④ 難病対策の充実
- ⑤ 精神保健・医療の充実
- ⑥ 医療費助成制度の周知

基本目標5. 障がいのある人の地域生活支援の推進（生活支援分野）

障がい者が住み慣れた地域の中で、できる限り自立した生活を送ることができるよう、利用者の意思・選択に基づいた利用しやすい障害福祉サービスの提供体制の充実を図るとともに、これらのサービスに関する情報提供体制の強化に取り組みます。

また、保健、医療、福祉、教育、訓練などの専門性のある相談体制を充実し、各分野の連携による課題解決を図ります。

さらに、スポーツや文化活動など生涯学習を中心とした地域における社会参加支援にも努めます。

【主要施策の方向】

- ①在宅福祉サービスの充実
- ②精神障がい者に対する施策の推進
- ③障がいのある子どもに対する施策の推進
- ④住まいの場の充実
- ⑤相談支援体制の推進
- ⑥障がいのある人の権利擁護の推進
- ⑦情報提供体制の充実
- ⑧人材の育成
- ⑨経済的自立の支援
- ⑩スポーツ、文化芸術活動の振興

基本目標6. 安心・安全なまちづくりの推進（生活環境分野）

障がいの有無に関わらず、社会参加を促進する環境整備として、日常生活に身近な道路や公共施設、住居などが使い勝手のよいものとなるよう、ユニバーサルデザインの視点による、すべての人にやさしいまちづくりに取り組みます。

また、すべての人の安全を確保する視点から、防犯・防災、消費者保護などにかかる施策を推進します。

【主要施策の方向】

- ①すべての人にやさしいまちづくりの推進
- ②町営住宅などにおけるバリアフリー化の推進
- ③防災・防犯体制の充実
- ④消費者保護対策の推進

基本目標7. 情報・コミュニケーションの推進

IT（情報通信技術）などの活用による障がい者の個々の能力に応じた自立と社会参加の促進に取り組むとともに、障がいの特性に応じた情報提供が図られるよう、ホームページや役場窓口における情報提供体制の充実を図ります。

【主要施策の方向】

- ①情報バリアフリー化の推進
- ②コミュニケーション支援体制の充実



4.

しょう ぶくし けいかく みこ りょう
障がい福祉計画における見込み量

しょうがい ぶくし 障害福祉サービス			
かいごきゅうふん かいご ひつよう ひと たい 介護給付サービス（介護が必要な人に対するサービス）			
サービス名	サービス内容	へいせい ねんどちくひょう 平成26年度目標	
きょたくかいご 居宅介護 (ホームヘルプ)	しょう しゃ じたく しょくじ にゅうよく はい しんだいかいご せんたく そうじ 障がい者の自宅で、食事や入浴、排せつなどの身体介護、洗濯や掃除 などの家事援助を行います。	40人	560時間/月
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	しょう しゃ じたく しょくじ にゅうよく はい かいご がいしゅつじ 障がい者の自宅で、食事や入浴、排せつなどの介護、外出時におけ る移動介護などを総合的に 行います。	1人	210時間/月
どうこうえんご 同行援護	いどう じ がいしゅつさき しかくてきじょうほう しえん だいひつ だいどぶく いたう えんご 移動時や外出先で視覚的情報の支援（代筆・代読含む）や移動の援護、 食事、排せつなどの介護等を行います。【視覚障がい】	2人	12時間/月
こうどうえんご 行動援護	こうどう さい しょう かのせい きげん かいひ ひつよう えんご 行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護 や外出時の移動介護等を行います。【知的または精神障がい】	0人	
じゅうどしょうがいしゅうとう 重度障害者等 包括支援	だいいしょうしゃ しんしん じょうだい かいごしゃ じょうきょう きょじゅう じょうきょう ぶ 対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況などを踏まえ て、必要な居宅介護など複数のサービスを包括的に提供します。	0人	
りょうようかいご 療養介護	ちょうきにゅういん いがくてきかんり しょくじ にゅうよく はい かいご 長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつなどの介護 や日常生活上の相談支援等を行います。		4人/月
せいかつかいご 生活介護	つね かいご ひつよう かた しょうがいしゃしえんしせつなど にゅうよく はい 常に介護を必要とする方に、障害者支援施設等において入浴、排せつ、 食事などの介護等を行います。	68人	1,445人/月
たんきにゅうしよ 短期入所 (ショートステイ)	しょうがいしゃしえんしせつ た しせつ たんきかん しょくじ にゅうよく はい 障害者支援施設やその他の施設で、短期間、食事や入浴、排せつなど の介護や日常生活上の支援を行います。	13人	83日/月
きょうどうせいかつかいご 共同生活介護 (ケアホーム)	にちじょうせいかつじょう しえん そうだんしえん しょくじ にゅうよく はい かいご 日常生活上の支援や相談支援、食事や入浴、排せつなどの介護、 事業所等の関係機関との連絡・調整等を行います。		3人/月
しせつにゅうしよしえん 施設入所支援	しせつ やかん にゅうよく はい かいご にちじょうせいかつじょう 施設において、夜間における入浴、排せつなどの介護や日常生活上の 相談支援等を行います。		28人/月
くんれんとうきゅうふん くんれんとう しえん ひつよう ひと たい 訓練等給付サービス（訓練等の支援が必要な人に対するサービス）			
サービス名	サービス内容	へいせい ねんどちくひょう 平成26年度目標	
じりつくんれん きのうくんれん 自立訓練（機能訓練）	ちいきせいかつ いとな うえ ひつよう しんだいきのう せいかつのうりよく いじ こうじょう 地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を 図るため、身体的リハビリテーション等を行います。	ひとり 1人	23人/月
じりつくんれん せいかつくんれん 自立訓練（生活訓練）	ちいきせいかつ いとな うえ ひつよう せいかつのうりよく いじ こうじょう はか 地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、 食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援等を行います。	5人	63人/月
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	いっばんきぎょう しゅうろういこう む ひつよう くんれん てきせい しょくば 一般企業などへの就労移行に向けて、必要な訓練や適性にあった職場 探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。	26人	473人/月
しゅうろういけいぞくしえん 就労継続支援 (A型)	いっばんきぎょう しゅうろう こんなん ひと こようかんけい むす しゅうろう ば 一般企業などでの就労が困難な人に雇用関係を結び、就労の場を 提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	29人	580人/月



サービス名	サービス内容	平成26年度目標	
就労継続支援 (B型)	生産活動その他の活動の機会を提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	49人	865人/月
共同生活援助 (グループホーム)	日常生活上の支援や相談支援、日中活動で利用する事業所などの関係機関との連絡・調整などを行います。		13人/月

地域生活支援事業 (町の実情にあわせ、障がい者の地域における生活を支援するサービス)			
サービス名	サービス内容	平成26年度目標	
相談支援事業	地域の障がい者などを取り巻く福祉環境の問題に対し、相談、助言及び情報提供等を行い、さらに、サービス事業者などとの連絡調整等を総合的にを行います。		2箇所
地域自立支援協議会			あり
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度が必要であると認められる障がい者の制度利用を支援し、権利擁護を図ります。		1人
コミュニケーション支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者などに、意思疎通を仲介する手話通訳者などの派遣等を行います。		80件
日常生活用具給付等事業	障がい者の日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具などの日常生活用具の給付または貸与を行います。		380件
移動支援事業	1人で外出することが困難な障がい者のために、日常生活における必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出時の移動の支援を行います。	10人	589時間/年
地域活動支援センターI型	地域の実情に応じて創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を図ることを目的とする施設です。		1箇所
福祉ホーム事業	住居を求めている障がい者に、低額な料金で居室その他の設備を提供するサービスです。		1件
日中一時支援事業	障がい者に対して、日中に見守り等を行うことで、その家族の就労や休息を支援します。		55件
自動車運転免許取得費助成・自動車改造費助成事業	自動車運転免許の取得に要する費用の一部及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。		1件
訪問入浴サービス	訪問により居宅での入浴サービスを提供し、障がい者などの身体の保持、心身機能の維持等を図るサービスです。		1件



5.

計画の推進体制

計画の期間

障がい者計画に関しては、平成24年度から平成29年度までの6年計画とします。

障がい福祉計画は3年を1期として定める障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスなどの確保に関する計画であることから、平成24年度から平成26年度を第3期とします。

平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
第2期障がい者計画					
第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画		

計画の推進

本計画による施策展開を効果的かつ効率的に推進するため、「第5期菊陽町総合計画」及び「菊陽町地域福祉計画」などの上位及びその他の個別福祉計画との連携を図り、社会経済環境や障がい者のニーズの変化に対応した適切な施策の推進並びに事業の展開に取り組みます。

計画の推進にあたっては、福祉課を中心とし、展開していきますが、福祉分野にとどまらず、保健、医療、教育、住宅、交通、情報など広範な分野にわたるため、庁内の関係各課との連携強化を図ります。

関係機関における連携

地域全体で障がい者を支える観点から、地域住民、地域自立支援協議会、社会福祉協議会、障がい者関係団体、サービス提供事業所、保健医療機関、NPOなどの民間団体、ボランティアなど、地域におけるネットワークの構築、強化を進めていきます。

広域に対応すべき施策については、県や近隣市町村との連携のもと、一体となった施策を推進します。

計画の評価体制

本計画の施策やサービスの実効性を高めるため、地域自立支援協議会において、毎年度の事業実績等を基に、実施状況の点検・評価に取り組みます。

また、法律の改正等にも柔軟に対応できるよう、地域における障がい者のニーズの把握に努めます。

お問い合わせ先 〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地
菊陽町役場 福祉課 TEL : (096) 232-4913